

不利益処分についての審査請求制度

(※ この制度は、福岡市職員だけに限定された制度です。

福岡市職員以外の方は請求できません。)

1 概要

不利益処分についての審査請求は、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた市職員から請求があった場合に、人事委員会が当該処分の適法性・妥当性について審査する制度です。

人事委員会は、審査請求をした職員の主張に理由があると認めた場合は、不利益処分を取り消し、又は修正する裁決を行い、職員が受けた不利益の全部又は一部は回復されることとなります。

2 審査請求をすることができる職員

審査請求をできる者とできない者を区分すると次のとおりです。

審査請求できる者	① 行政職員 ※①～④のうち以下の職員も含みます。 ② 医療職員 a. 再任用職員 ③ 消防職員 b. 任期付職員 ④ 教育職員 c. 会計年度任用職員
審査請求できない者	ア 技能・労務職員 イ 企業職員（水道局・交通局職員） ウ 条件付採用期間中の職員 エ 臨時的任用職員 オ 特別職（地方公務員法第3条第3項）の職員 カ 株式会社への退職派遣者、退職者など市職員としての身分を保有していない者（ただし、退職者は、退職に係る処分についてのみ審査請求をすることができます。なお、退職手当の支給制限処分は対象外です。） ※上欄のa～cに該当する職員であっても、上記ア～イに属する職員は対象外となります。

3 審査請求の対象となる不利益処分

審査請求の対象となるものとならないものを例示すると次のとおりです。

審査請求の対象となる	・懲戒処分（免職・停職・減給・戒告） ・分限処分（免職・降任・休職・降給） ・転任処分（法律上の不利益を伴うものに限る） ・依願退職（自己の意思に反するものに限る）
審査請求の対象とならない	・文書訓戒（訓告）、口頭訓戒（訓告）、嚴重注意 ・昇給や勤勉手当などの給与上の取扱い ・人事評価 ・特別評価対象者としての決定（行政職）、指導不適切の認定（教員） ・休暇の不承認 ・職務命令 ・退職手当の支給制限処分

4 審査請求をすることができる期間

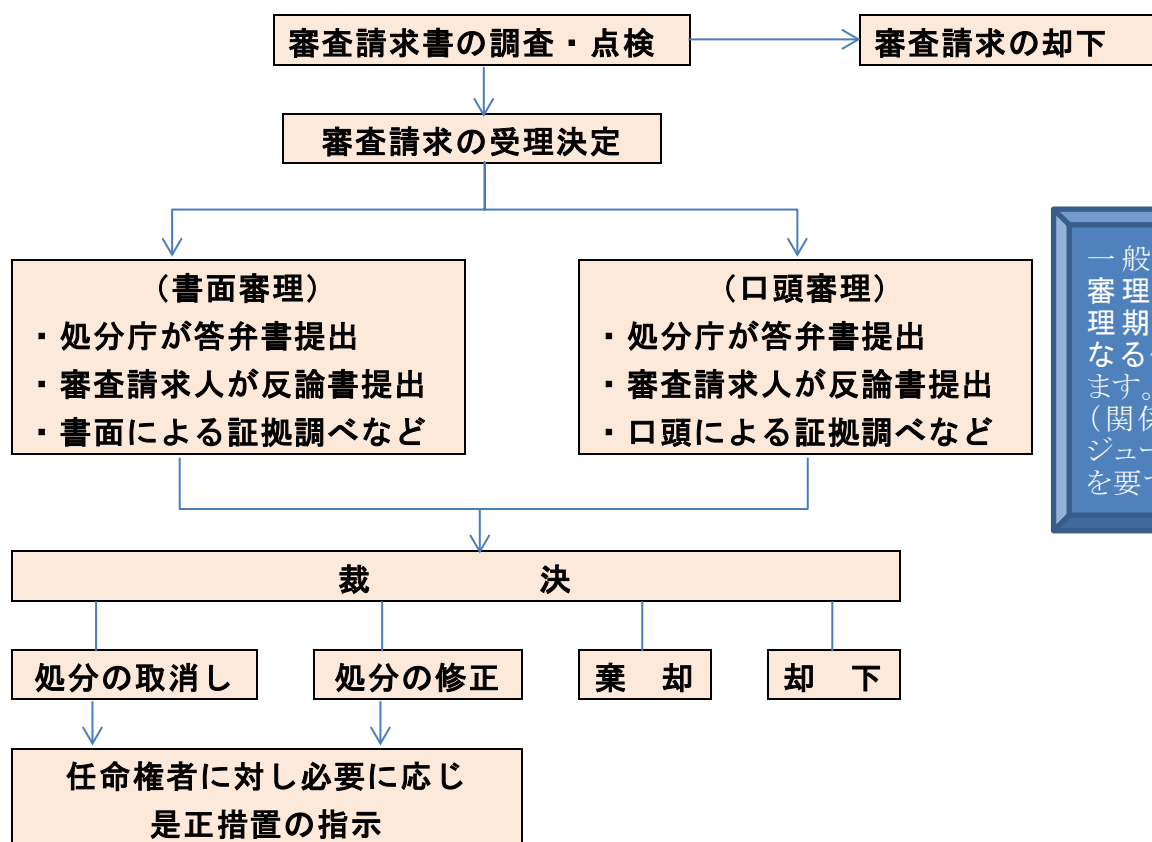
審査請求は、不利益処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内にしなければなりません。

また、処分があったことを知らなくても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

5 審査請求の処理の流れ

審査請求をしようとするときは、人事委員会規則で定められた所定の様式の審査請求書（正副各1通）に処分説明書の写しを添えて人事委員会に提出しなければなりません。

審査請求書の提出があると、人事委員会は、次のような手続によってその処理を進めていきます。



※ 口頭審理とするか書面審理とするかは、審査請求人の選択によります。

※ 口頭審理は、裁判のように、人事委員会・審査請求人・処分庁の三者が一堂に会し、口頭による証拠調べなどを行います。

<審査請求制度についてのお問い合わせ>

福岡市人事委員会事務局 審査課 公平審査担当

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所本庁舎議会棟5階

電話番号 092-711-4690（直通）、7112（内線）

ファクス番号 092-711-5866